

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格審査、不当労働行為の判定その他法令に規定された事項を協議決定するため、会長が必要に応じて招集している。

令和3年度は2回開催し、その概要は次のとおりである。

このほか、総会開催前に公益委員の打合せを行い、事件の処理等について協議している。

公益委員会議開催状況

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

| 回数 | 月日 | 場所 | 出席委員 | 付議事項 |
|-----|------|-----|----------------------------|---|
| 533 | 1.20 | 会長室 | 下元 山岡 川田 藤原 高林 | 労働者委員候補者の推薦に係る労働組合の資格審査について |
| 534 | 2.17 | 会長室 | 下元 山岡 川田 藤原 高林 | 昭和45年（不）第9～11号、昭和46年（不）第1号及び昭和51年（不）第1～10号不当労働行為救済申立事件に係る決定について |